

戦略的なインフラシステムの海外展開に向けて
—2017年度版—

一般社団法人 日本経済団体連合会

2018年3月20日

1. インフラ海外展開に係る政府の取組と官民連携

世界のインフラ需要が急速に拡大する中、わが国政府はインフラシステムの海外展開を成長戦略・国際展開戦略の柱と位置づけ、「インフラシステム輸出戦略」（2013年5月決定）において、「2020年に約30兆円のインフラシステム受注」を成果目標として設定するとともに、官民連携の推進等の5本柱に基づき、強力なトップセールスや戦略的対外広報等の具体的施策を決定・推進している。政府は、毎年、その進捗状況を踏まえて「インフラシステム輸出戦略」を改訂し施策の拡充を図っており、昨年度以降、ハイスpekク借款の創設・適用基準の公表等の円借款の魅力向上、国際協力銀行（JBIC）特別業務勘定の活用案件の形成、日本貿易保険（NEXI）の機能強化、過去のインフラ受注事例の要因分析に係る官民対話の開催等を実施している。経団連は、これらの政府の積極的な取り組みを高く評価するとともに、政府との連携強化を通じて、支援ツールの充実と有効活用、受注実績の拡大等を図ってきた。

今後とも、わが国は官民一体となって、世界の膨大なインフラ需要を戦略的に取り込むことにより、豊かで活力のある日本の再生につなげていくことが肝要である。同時に「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」（2016年5月）で掲げた、経済性、安全性、リスクに対する強靱性、現地雇用の創出、社会・環境への配慮等の原則の下、各国の経済・社会基盤強化や地域の安定と繁栄の確保、更には、国連の掲げる持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）達成のため、各国・地域におけるハード・ソフト両面での質の高いインフラ整備に積極的に貢献していくことが重要である。

このため、わが国政府には、引き続き、「経協インフラ戦略会議」（議長：内閣官房長官）の下、省庁・関係機関の連携・協力を進めるとともに、官民連携の一層の推進を通じて戦略的かつ効率的に関連施策を拡充・実施し、重要な案件形成等の具体的成果につなげていくことを強く期待する。

2. インフラ受注拡大に向けた課題

(1) 国内における課題

① 日本政府・各省庁等

i) 予算措置の充実と制度改善の推進等

インフラ輸出の更なる推進には、「経協インフラ戦略会議」を司令塔として、政府開発援助（ODA）や公的機関による支援等の経済協力ツールを充実・総動員するとともに、これらの相互連携を通じて総合力を発揮することが不可欠である。

そのため、外務省予算をはじめ FS 事業費、招聘・人材育成費等の各省予算、関係機関への出資金、運営交付金、分担金・拠出金等の ODA 事業費を十分に確保することが必要である。同時に、インフラ輸出に係る各種施策の活用状況や課題等を定期的に検証し、ニーズに応じて必要な制度改善を講じるとともに、関係省庁・機関が推進する支援制度・プログラムについて、関係者間で一層の連携を図ることが重要である。

ii) 国際競争力の強化

世界のインフラ整備を巡り海外諸国との競争が激化する中で、わが国がインフラ輸出拡大を図っていくためには、トップセールス等の戦略的かつ的確な情報発信・対外広報や支援ツールの充実とともに、わが国の強みの一つであるホスト国のニーズを踏まえたトータルソリューションの提供等を通じて、競争力強化を一層促進していくことが重要である。

わが国政府は、現在、中長期的に競争力を有するインフラ産業の育成に向けて、電力、鉄道、情報通信の3分野を皮切りに、官民連携でセクター毎の海外展開戦略の策定を進めている。これらの成果を基盤に、ホスト国政府との政策対話の充実等を通じてホスト国の総合開発計画・マスタープランの策定等の最上流段階から積極的に関与するとともに、ユーティリティー企業とメーカーの協業やそれぞれが持つ技術・ノウハウの融合を促進する政策等を通じ、包括的支援・協力をトータルパッケージとして提供していくことが求められる。

また、各国に質の高いインフラの理解・定着を促進するためには、ホスト国の入札制度の改善や体制強化のための支援とともに、本邦技術への理解促進や評価能力向上につながるホスト国関係者の招聘や日本からの専門家の派遣の拡

充、実務人材の育成支援の継続等が重要である。併せて、中期的に人口減少に伴う国内市場縮小の中、日本発の製品・インフラ等の価値に対する各国での理解を得るために、わが国と各国との橋渡し役となる人材の重層的な育成確保が欠かせず、官民の有する人材育成プログラムを有機的に連携して最大限活用する取り組みが必須である。

iii) 国際的な枠組を通じたルール整備・標準化

質の高いインフラ整備の推進に向けて、国際的なルール作りや標準化にわが国政府がイニシアティブを発揮することも重要である。わが国は 2016 年に G7 議長国として「質の高いインフラ投資推進のための G7 伊勢志摩原則」を取りまとめ、引き続き、G7、G20、APEC、OECD 等の国際的な枠組も活用し、先進国、新興国、被援助国の全てのパートナーが裨益する国際スタンダードの策定と普及を推進すべきである。

インフラの質が正当に評価される仕組み・体制作りについては、2017 年 11 月の APEC サミットにおいて、「質の高いインフラに関するガイドブック」（2014 年作成）の強化が合意されており、その 2018 年 APEC サミットでの実現や APEC ピアレビューの強化・拡充を図ることが肝要である。また、OECD 諸国に加えて中国等も参加する「輸出信用に関する国際作業部会（IWG）」では、非 OECD 諸国を含めた輸出信用ルールの策定議論が行われており、閣僚会議の開催等のハイレベル化やターゲットイヤーの設定等により、議論の加速と実効性の強化が図られることが期待される。加えて、わが国が議長国を務める 2019 年の G20 において、質の高いインフラ輸出推進のための国際的なルール整備の議論を主導すべきである。

iv) 第三国市場協力

膨大な世界のインフラ需要に対応する上で、本邦企業と外国企業が第三国市場で補完的に連携・協力することは、競争力の向上とともに、ビジネス機会拡大の可能性につながる。わが国は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下で、米国・インド等とアフリカを含むインド太平洋地域の連結性強化に向けた協力・協働を推進するとともに、「一帯一路」の構想を掲げる中国とも協力できる旨明らかにしている。今後、開放性、透明性、経済性等を前提に、対象国を含めた三者が win-win-win となる具体的な案件が形成されるよう、プロジェクト

候補に関する情報提供・交換の窓口の設置、官民協議の開催、企業マッチング機会の提供等の支援が期待される。

v) 一層の官民連携の推進

海外インフラ整備に関する重要案件の受注・実施において企業が役割を果たし成果を上げていくためには、プロジェクト組成の初期段階から官民連携を推進し、戦略的な案件選定、工期や予算の適正な設定等、関係者間での意思疎通や協議が不可欠である。また、企業とホスト国政府・発注機関とのトラブル（現地政府負担事項の未実施、工事代金支払遅延等）などにおいては、わが国政府・関係機関による申し入れ等、継続的な支援を期待するとともに、官民が経験を蓄積し海外での PPP 案件に活かすという観点から、国内での PPP 案件の推進も重要である。

なお、重要分野である鉄道、空港、港湾、都市・住宅、下水道等の分野において、国・地方自治体・独立行政法人等と民間事業者の連携を促進すべく、「インフラシステム輸出戦略」（2017 年度改訂版）に盛り込まれた制度的措置の早期実現が求められる。大幅な需要増加が見込まれる電力分野については、ベースロード電源や温暖化対策として依然重要な高効率石炭火力発電や原子力発電が、引き続き各国のインフラ整備に貢献できるよう、政府による包括的な支援が求められる。

②ODA（円借款、技術協力、無償資金協力）

円借款の魅力向上の観点から、ハイスペック借款、VGF（Viability Gap Funding）円借款、EBF（Equity Back Finance）円借款、PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款、事業・運営権対応型円借款、ドル建て借款、政府保証免除サブソブリン借款等、制度の新設や拡充が行われたことを歓迎する。とりわけ、ハイスペック借款については、インフラの質（ライフ・サイクル・コスト低減等の経済性、安全性・強靱性、持続可能性等）の確保や環境への配慮、現地社会への貢献等の「質の高いインフラ」の推進に資すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い円借款を供与するものであり、わが国企業の競争力向上や質の高いインフラ輸出の推進が見込まれることから、早期の 1 号案件形成が期待される。その他の制度についても、制度内容に対する内外での理解促

進を通じて、活用が進むことを期待する。STEP 円借款については、本邦技術活用の優位性について、ホスト国側の理解促進に努め、活用につなげることが必要である。加えて、EPC のみならず、メンテナンスや改修・更新等にもニーズに応じて円借款の積極的な供与も求められる。

また、各国企業との受注競争が激化する中、ビジネスのスピード感に対応した資金供与の迅速化も不可欠である。円借款については、「質の高いインフラパートナーシップ・フォローアップ」（2015 年 11 月）に盛り込まれた政府関係手続の迅速化への取り組みを評価するとともに、適用案件の拡大が期待される。無償資金協力についても手続の迅速化が求められる。

また、債務増加や資料作成等の負担等から円借款の利用をためらう国に対しては、円借款の魅力を高めるべく、技術協力や無償資金協力と有機的に連携した総合的なソリューションパッケージ（プラン作りへの FS 支援、周辺基盤インフラの整備への無償資金協力、インフラ整備後の O&M に係る組織強化や人材育成、招聘等への技術協力活用等）の提供を進める必要がある。

このほか、円借款の契約約款での JICA 推奨フォーム（Standard Contract Form）の利用を徹底するとともに、VGF への無償資金協力の活用、無償資金協力への複数通貨制度導入等も検討すべきである。

③JICA 海外投融資

JICA 海外投融資については、「先導性」要件の解釈柔軟化¹や、ドル建て投融資、市中銀行との協調融資の可能化等の改善により、企業がインフラを輸出する際のファイナンスの選択肢が拡大したことを歓迎する。また、アジア開発銀行（ADB）との連携による海外投融資は、わが国企業出資案件において支援実績を上げており、引き続きニーズに基づく支援強化が期待される。

海外投融資の審査の迅速化についても、「質の高いインフラパートナーシップ・フォローアップ」において、民間企業の申請から原則 1 ヶ月以内に審査を開始するとされたことを歓迎するとともに、運用での徹底を求めたい。

¹ 過去に類似案件への融資実績があっても、市中銀行の非譲許的な融資では対応できない場合は融資の対象とされることとなった。

また、基礎部分を円借款で賄い、採算性が見込める部分は民間資金ならびに海外投融資を活用する方法でのインフラ展開を推進すべく、JICA の円借款担当部門と海外投融資担当部門の更なる連携強化が望まれる。

PPP/FS については、審査段階において企業側に当該事業実施への強いコミットメントが要求されているが、より柔軟な運用が望まれる。また、外資系コンサルタントが高い知見を有する場合には、情報管理に留意しつつ活用することも検討すべきである。

④JBIC 投融資

新たに創設された特別業務勘定²により、ソブリンリスクや需要リスク等を含め、JBIC のリスクテイク幅が拡大したことを歓迎する。現時点で適用案件は2件に留まることから、活用の拡大に向けて、適用可能性を早期に判断すべく企業からの案件相談窓口の設置が望まれる。

また、JBIC 投融資の更なる利便性向上に向けて、リスクテイクの深化や各種審査の一層の迅速化、海外展開支援融資ファシリティ³の継続と一層の利便性向上とともに、ローカル・バイヤーズ・クレジットの認知・活用促進や適用範囲への現地付加価値分の対象化等の検討を求めたい。JBIC と相手国政府・機関や現地金融機関との連携・協力強化も引き続き不可欠である。

⑤NEXI 保険等

NEXI については、2017年4月の特殊会社化以降、運営の機動化・効率化を進めるとともに、ドル建て貿易保険の引受や非常危険補填率の拡大⁴等の機能強化が実現したことを歓迎している。その一環として、貿易代金貸付保険（バイヤーズ・クレジット）の融資対象にNEXI 保険料を含められることとなった点も、活用の促進が期待される。

² 特別業務勘定では、勘定全体で収支相償原則を満たすことを前提に、個別案件ごとの償還確実性は問われない。

³ インフラや資源等の分野への本邦企業の海外展開支援を目的とした長期資金供給制度（本年6月末日までの時限措置）。

⁴ 融資保険に加え、海外投資保険、輸出保険についても、非常危険（カントリーリスク）に係るカバー率の上限を100%まで拡大。

今後とも、民間のニーズに基づくきめ細かい商品提供や制度改善が期待される（JICA 海外投融資と市中銀行との協調融資拡大のための市中銀行融資部分への NEXI 保険等による信用補完、市中銀行の融資に対する保険内諾期限の柔軟化⁵、長期の出来高払いとなる案件における保険活用時の対価の確認方法や損失防止軽減義務の柔軟な運用、民間でリスクを負うことが困難な大型案件への完工保証の付与等）。併せて、グローバル経済の不確実性が増し、リスク対応の重要性が高まる中、民間が負いきれないリスクに対応するためには、プロジェクト組成前の官民対話の充実が不可欠である。

海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）については、レバレッジ制限の緩和⁶による資金調達の柔軟化により、プロジェクト形成の促進が期待される。また、政策上特に重要な案件については最大出資者基準の運用が緩和⁷されたところであるが、一層の柔軟化が求められる。石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）についても、機能強化（債務保証上限の引き上げ条件の適用範囲拡大⁸等）が求められる。

（２）ホスト国における課題

インフラの海外展開にあたっては、ホスト国側の制度や運用の改善も不可欠であり、各種支援ツールも活用しつつ、官民連携の下、その実現を継続して働きかけていくことが必要である。

①入札制度の改善等

わが国の質の高いインフラの普及にあたっては、ライフ・サイクル・コスト低減等の経済性、安全性・災害への強靱性や持続可能性、利便性・快適性、環

⁵ NEXI には貿易保険にかかる保険契約の内諾制度があり、民間銀行は、NEXI 内諾後に融資契約を進めるが、NEXI 内諾期限（6ヶ月）以内に契約締結に至らない場合、内諾期限の延長（再内諾）を NEXI に相談することとなる。しかし、再内諾にかかる明確な基準がないため、調整に困難が生じることがあり、内諾期限について個別事情に応じた柔軟な対応の検討が期待される。

⁶ JOIN、JICT について、資金調達に関するレバレッジ制限をそれぞれ資本金、準備金の 1.5 倍、2 倍に緩和（緩和前は両者とも 1 倍）。

⁷ JOIN、JICT の支援基準として、最大出資者になれないこととされているが、政策上特に重要な案件について最大出資者基準運用を緩和し、JOIN、JICT が最大出資者となることを容認。

⁸ 通常、必要な資金に係る債務の 50%を保証限度とするが、石油等採取資金および可燃性天然ガス液化資金ならびに石油等に係る権利譲受け資金にあつて、JOGMEC が特に必要と認める場合は 75%を保証限度としている。

境・社会配慮、O&M を含めた品質、人材育成をはじめ現地社会・経済への貢献等を総合的に評価する入札制度を各国に定着させる必要がある。このため、戦略的対外広報の強化とともに技術協力スキームを活用し、法制度整備や評価能力向上に関するアドバイザー派遣等の取り組みも求められる。

また、わが国の技術基準・規格の普及も課題である。円借款案件でも、発注者側より日本と異なる技術基準・規格を要求されるケースがあり、ホスト国政府やインフラ事業を手がける政府機関等に、わが国の技術基準・規格に関する英文資料の提供、コンサルタントの派遣などを通じ、現地でのわが国の技術基準・規格の標準化や案件形成の上流段階からの浸透を図ることが重要である。

②PPP 活用環境の整備等

PPP の活用によるインフラ輸出の拡大に向けては、ホスト国における PPP 関連制度の整備ならびに適切な運用に向けた人材の確保が不可欠である。また、PPP 案件においては、ホスト国政府が民間に過度のリスク負担を求めプロジェクトが成立しないケースが散見されることから、アベイラビリティ・ペイメント方式の導入等による官民の適切なリスク分担が必要である。加えて、借入はドル建て、事業収入は現地通貨建てとなり、為替リスク・兌換リスクが発生する案件が多いことから、ホスト国政府による適切な保証が求められる。なお、外貨準備高不足による兌換リスクが懸念される国に対しては、政府間の通貨スワップ協定締結等を通じリスク軽減を図ることも検討されたい。

③貿易投資障壁の解消・ビジネス環境整備等

海外でのインフラ事業に関連して直面する諸課題（資材・機材への高関税の賦課、煩雑で時間を要する通関手続、投資・サービスの外資規制、過度のローカルコンテンツ要求、担当官により異なる法の運用、技術員の派遣の制約、不十分な知財保護、送金規制、投資家対国家の紛争解決手段として国際仲裁の容認等）の解決に向けて、二国間 EPA・投資協定の拡充、TPP11 協定ならびに日 EU・EPA の早期発効、質の高い東アジア地域包括的経済連携（RCEP）等の早期妥結が必要である。

また、二国間 EPA に基づき「ビジネス環境整備に関する小委員会」やビジ

ネス環境改善に向けた二国間の官民による枠組等を通じて、各種制度の安定性、透明性、予見可能性の確保、土地収用の迅速化、査証取得手続の簡素化をはじめ、ホスト国におけるビジネス環境の改善等を中央・地方政府、国営企業等に働きかけることも重要である。

併せて、円借款・無償資金協力ともに、交換公文で免税条項が挿入されている場合でも、現地の税務当局が認識していない例や還付手続に時間を要する例があり、わが国政府・関係機関からホスト国政府への免税条項の履行徹底の働きかけが引き続き重要である。

3. 安全の確保

安全の確保は、海外事業活動を推進する上で大前提である。2013年1月のアルジェリア、2016年7月のバングラデシュなど、邦人が犠牲となる事件が相次いでおり、海外インフラ事業に携わる人員の安全確保は喫緊の課題である。わが国政府には、諸外国の治安当局等との緊密な関係構築による治安情勢に関する高度な情報収集・分析と民間企業への提供、現地当局の治安能力構築支援や円借款案件での安全対策費計上を含め、ホスト国政府における安全対策の強化に向けた更なる対策が求められる。

関連して、治安・セキュリティ分野は、生体認証（顔認証・指紋認証）、行動検知、街中監視システム等、日本企業が最先端技術を有しており、円借款や無償資金協力を通じた貢献が可能である。とりわけ、生体認証は、ハイスpekク借款活用想定技術であり、わが国政府の更なる支援強化が求められる。また、サイバーセキュリティに関しては、わが国システムの輸出促進につなげるためにも、国内における技術標準や対策ガイドラインを早期に策定し、各国に採用を働きかけていくことが望まれる。

第二部 主要国・地域別概観

I アジア

1. インドネシア

2億5,000万人を超える人口を擁し、ASEANのGDPの約4割を占めるインドネシアは、消費市場ならびに製造業のサプライチェーンにおける拠点としての重要性が益々高まっており、1,800社⁹を超える日本企業がビジネスを展開している。他方、同国では企業活動に不可欠な基幹インフラが不足しており、一層の経済成長に向けては、これらの整備が欠かせない。こうした中、ジョコ・ウィドド政権は、「国家中期開発計画 2015－2019」において、海洋国家構想、地方開発等を掲げ、ジャワ島外も含めたインフラ整備計画を進めており、わが国企業の協力余地は大きい。

本年は日本とインドネシアの外交関係樹立60周年という記念すべき年であり、政治・経済・文化・観光面での交流が図られ、官民要人の往来も活発化することが想定され、重要なインフラ案件についても議論の加速化が期待される。

(1) 主要関心分野

①電力

経済発展に伴い電力需要が増加を続ける中、「35GW 電力開発計画」への貢献が当面の優先事項となっている。同計画の大半が石炭火力発電であるため、中部ジャワ州や西ジャワ州の案件に続いて、わが国の技術を活かした超々臨界圧石炭火力発電所プロジェクトを推進していく余地は大きい。ただし、同計画では、政府保証付きの案件に限られているため、政府保証免除サブソブリン借款の活用やNEXI保険付保が重要である。

同時に、石炭火力以外のエネルギー資源の活用も重要である。とりわけ、世界第2位の地熱資源量を有する地熱発電は大きなポテンシャルがあり、その活用に向けて試験井等の事前調査のための予算確保が重要である。また、インドネシアは島嶼国であり、遠距離送電が困難な場合があるため、小水力や洋上

⁹ 本提言において、各国の日本企業数は、外務省「海外在留邦人数調査統計（平成29年要約版）」に基づいている。

LNG 発電などの分散型電力供給施設への需要も大きい。そのほか、2016 年大統領令第 18 号により主要 7 都市において焼却発電プラントを推進していく旨が示された廃棄物発電や、電力関連インフラ（アクセス道路、送電網、洋上 LNG 受入基地等）も有力分野である。

②石油精製・石油化学

インドネシアは世界有数の産油国であるにも関わらず、製油所・石油化学プラントが不足しており、石油ならびに石油製品の過半を輸入に依存していることから、国内でのエネルギーの安定供給、製品の高付加価値化の観点から、これら施設の増強が課題である。本件については、多額の資金を要するため、円借款、JICA 海外投融資、JBIC 投融資等の活用が不可欠である。

③鉄道

ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）東西線、南北線、ジャワ北幹線鉄道高速化等、複数の大型案件が計画されている。日尼両国政府には、STEP の活用を含め、本邦技術が十分活かされる方策の検討が求められる。また、STEP 活用により応札資格が本邦企業に限定された場合、結果として一社入札となる可能性もあるが、技術要件を満たせば入札を成立させるなど、柔軟な対応が必要である。

上記に加え、高速道路、港湾（パティンバン港整備等）、工業団地、通信インフラ、電子政府、サイバーセキュリティ、防災等も関心分野である。

（2）ホスト国側の課題

インドネシアでは、投資調整庁（BKPM）が許認可申請のワンストップサービスを開始するなど一部でビジネス環境の改善が見られるが課題も多い。インドネシア政府には、入札制度の合理化（質の高いインフラへの評価等）に加え、不透明な税制¹⁰の改善、政府保証や就労許可・就労ビザの取得に要する期間の短縮、国内取引のルピア決済義務の改善、過度なローカルコンテンツ要求の是正、土地収用の迅速化、公共調達参加資格に関する外資制限¹¹の緩和、官民リ

¹⁰ 税制が複雑かつ頻繁に変更されるため、コントラクターが税務リスクを抱える可能性がある。また、契約上、税負担に関する記述が不明確であるため、免税案件でありながら、税務調査に際してのリスクが残る。E/N 時の税務当局を含めた免税の確認と適切な事前の税制調査の実施が求められる。

¹¹ 自国資本が過半数を占める企業でなければ公共調達の主契約者になれない、また、同コントラクターが契約全体の一定割合の役務を提供しなければならない等の制限あり。加え

スク分担の適正化、VGFスキームの理解促進、省エネ技術に対する優遇制度の確立等が求められる。なお、インドネシアは、円借款の返済金が貸付実行額を上回る状況であり、返済金の一部を無償事業やマスタープラン作成・更新、FS、連携DD (Detailed Design) の拡大に活用するなどの柔軟な対応が期待される。

2. フィリピン

フィリピンは、外資優遇策が比較的充実しているほか、1億人を超える人口を擁し、市場としての規模も大きく、約1,500社の日本企業が進出している。ドゥテルテ政権は、2022年までに8兆ペソ（約17兆円）を投じてインフラ整備を推進する方針を打ち出しており、これに合わせたインフラ関連ビジネス環境の整備が進むことが期待される。

(1) 主要関心分野

①電力

インフラに関して同国最大の課題は、発電能力の向上により、ASEAN諸国と比較し高額な電力料金を引き下げることである。環境への配慮のため、同国ではLNG火力が主力電源であるが、国内のガス田が枯渇し、近々LNGを輸入に依存する見通しであり、LNG受入基地の整備が必要となっている。資金面については、電力民営化によりODAが活用できないため、JBIC投融資ならびにNEXIの保険の役割が重要となる。更に、送配電ロス削減に向けた配電システムの高度化や地熱発電に本邦技術を活かす余地がある。また、地熱資源の開発に向けて試験井等の事前調査のための予算確保が不可欠である。

②交通

マニラ国際空港の飽和状態を解消するための、新空港・周辺インフラ整備や、マニラ首都圏へのアクセス改善と渋滞の緩和のため都市鉄道・地下鉄の整備が急務である。フィリピンはSTEP対象国であるため、STEPの活用、あるいは、PPPの場合は、JICA海外投融資、JBIC投融資に加えてJOINによる出資が期待される。また、マニラ首都圏の都市交通整備などの大型案件の推進にあたっては、同国政府のイニシアティブによる土地収用の円滑化や大型案件の発注

て、建設業について、分野によって外国企業は一定額以上の工事しか受注できない等の制限あり。

単位・工区割の適正化等が求められる。

このほか、高速鉄道や工業団地等のインフラ整備も関心分野である。

(2) ホスト国側の課題

フィリピンでは、政府調達が価格本位で行われ、技術力やライフ・サイクル・コスト等の要素が評価されにくく、こうした入札制度の合理化が求められる。併せて土地収用の迅速化、VGF等のPPPインフラ事業支援策の理解促進、電力分野における発電と送配電網整備の連携など、ビジネス環境の整備が進むことが期待される。同時に現地治安情報の共有など、安全対策の強化も望まれる。

また、フィリピンでは、実際に工事に携わらない主契約者であっても建設ライセンスの取得が義務付けられており、これを取得するためには、当該企業の株式の60%以上をフィリピン企業が保有している必要がある。更に、公共事業への応札には、当該企業の株式の75%以上をフィリピン企業が所有している必要がある。本邦技術を活かしたインフラ事業を推進する観点から、これら規制の緩和が求められる。

3. ベトナム

ベトナムは安定した政治・社会情勢や堅調な経済成長、9,300万人を越える人口などから消費市場としての魅力を備え、同時にASEANへのゲートウェイに位置する地理的優位性やTPP11協定の参加国であることなどから、グローバルサプライチェーン戦略における事業拠点としても重要性が高まっている。わが国の対越累計投資認可額は韓国に次いで国別第2位、2017年の直接投資認可額はインフラ輸出が拡大し過去最高の91億ドルを記録して国別第1位となるなど、経済面での両国の絆は極めて強いものとなっている。

ベトナムが安定して高い成長を続ける中、成長の基盤となるインフラ整備がそのスピードに追いついておらず、電力、通信、道路、鉄道、港湾、橋梁、上下水道など基幹インフラの整備が急務である。フック首相をはじめベトナム政府首脳は、経団連が昨年12月に派遣した経済ミッションとの会合において、これらのインフラ整備に関して、政府の公的債務に上限がある中で、PPPなど民間資金の活用の有効性に言及しつつ、重要な大規模案件への日本企業の積極的な参画・投資に期待を表明しており、その進展・具体化が望まれる。

(1) 主要関心分野

①電力

電力は、企業が安定して事業活動を行う上で不可欠な要素である。近年改善の兆しが見られるとはいえ、電力需要が右肩上がりに増加し、今後も拡大が見込まれる中、安定供給に向けた課題は多い。昨今、ベトナムでは環境への関心が高まっており、再生可能エネルギーのみならず、原子力、超臨界・超々臨界圧ボイラー等、わが国企業が有する環境負荷の低い高効率発電技術が貢献できる余地は大きい。併せて、発電のための資源輸入の増加に対応すべく、大型船の入港が可能な港湾や LNG 基地、ガス供給施設、送配電網等の整備を進める必要がある。

②交通

モータリゼーションの進展による交通量の増加に整備が追いつかず、都市部を中心に深刻な渋滞が発生している。また、劣悪な整備状況により、輸送中の貨物にダメージが加わる事態も発生しており、都市間を結ぶ広域道路や高速道路（南北高速道路等）等の整備を迅速に行う必要がある。また、鉄道に関しては、円借款による都市鉄道案件が進められているほか、南北高速鉄道案件が将来の大型案件として注目される。併せて、高度道路交通システム（ITS）や都市内公共交通の整備に加え、道路網の整備・保守・管理を進めるべきである。

このほか、都市開発、工業団地、電子政府¹²、金融システムならびに金融マーケットの育成、厚生・保健等が関心分野である。

(2) ホスト国側の課題

ベトナムでは、公的債務上限を 65% に定めた国会決議が経済発展に必要なインフラ整備の足枷となる恐れがある。これにより、円借款事業の案件形成や入札公示、契約、着工が予定より遅れるケースや、施工中案件で出来高払いの遅延や払い渋りが発生しているケース、国営企業の対外借入に対する政府保証が凍結されるケースなど、実務上の弊害が指摘されている。改善に向けて、引き

¹² ICT を活用した土地登記制度・社会保障制度、通関システム、金融システム、交通・地理分野におけるシステム整備等。

続き、わが国政府・関係機関によるベトナム政府への働きかけなどの支援や該当案件のフォローアップ等が求められる。

加えて、入札制度の合理化（質の高いインフラへの評価等）、土地収用や関連許認可・手続等の迅速化、PPP 制度の活用促進のための制度整備および人材育成、その他関連するビジネス上の課題¹³の改善が求められる。また、ベトナムのインフラプロジェクトでは、事業収入がドン払いとなるケースでも外貨兌換保証が限定的であり、ビジネスの安定性確保のため、ベトナム政府による 100% 保証の実現が求められる。わが国としては、入札制度含む各種制度整備への協力とともに、国際標準約款に準拠した契約ガイドラインの整備支援、ソフトインフラ整備のための技術協力、社会保障協定の早期締結等が求められ、これらを推進するための「日越共同イニシアティブ」等の活用が期待される。

4. タイ

タイでは、昨年 4 月にワチラロンコン国王が新憲法案に署名した。今後は、民政移管に向けたプロセスが着実に進展し、同国およびメコン地域全体の安定と経済発展につながることを期待される。わが国企業にとって、タイは東南アジアにおける最大のビジネス拠点であり、1,700 社を超える日本企業が進出している。インフラ分野に関しても、電力 IPP、産業クラスター形成、環境インフラ、「交通インフラ整備 8 カ年計画（2015 年～2022 年）」に基づく公共交通整備や地方製造拠点との連結性強化等、多岐に亘る分野でプロジェクトが進捗している。また、タイ東部経済回廊（EEC）プロジェクトでは、チョンブリー県、ラヨーン県、チャチューンサオ県のタイ東部におけるインフラ開発を推進しており、今後も港湾、幹線道路、空港、高速鉄道等を中心としたインフラ開発需要が益々高まると考えられる。世耕経済産業大臣を団長とする昨年 9 月の官民合同ミッションにおいても、プラユット首相、ソムキット副首相をはじめ政府要人より、同プロジェクトに対する日本企業の関与に強い期待が示されており、官民一体となったインフラ輸出の更なる拡大が求められる。同時に、案

¹³ 工事実施時の道路占有ルールが未整備であるほか、各種保安規定や資源価格の変動を最終消費価格に反映させる仕組みが欠如。省エネを促進するための奨励策の導入も必要。また、30 日以内の再入国にはビザ取得が必要なため、インフラ案件に従事する専門家の派遣に支障を来している。

件形成においては、官民の適正なリスク分担が重要であり、わが国政府にはインフラシステム導入の前提となる法制度等のソフトインフラ整備の支援や継続的な人材育成支援が求められる。他方、欧州や中国企業等とのインフラ受注競争も激しくなる中、わが国の規格および本邦企業の有する規格の浸透をはじめとする上流段階での取り組みが一層重要性を増している。

(1) 主要関心分野

国民生活ならびに産業活動の基盤インフラである電力については、経済性およびエネルギー安全保障の観点から国内炭の有効活用が重要である一方、石炭火力発電に対する環境面への国民の不安を払拭することも重要な課題となっている。こうした中、国内で産出される低品位炭の効率的かつ長期的活用を可能にするクリーンコールテクノロジーである石炭ガス化複合発電は、環境負荷が小さく経済性が高いことから、ソリューションの一つに成り得る。

上記に加え、高速鉄道・都市鉄道、工業団地、上下水道、防災、スマートグリッド、サイバーセキュリティ等も関心分野である。わが国としては、受注競争が激しい分野における集中的なトップセールスの展開、サブソブリン与信の供与、現地通貨建てファイナンスの供与、わが国の省エネ技術が活用できる分野における二国間オフセット協定の締結とその活用、医療用造水・排水処理など今後包括的な技術開発が進展する可能性がある分野における国際標準化の推進主導等が期待される。

5. ミャンマー

ミャンマーは、堅調な経済成長や5,000万人を超える人口などにより、消費市場としての大きな魅力と潜在性を有する。また、若くて安価な労働力や、中国やインドを含む6カ国と国境を接する地理的優位性を有し、サプライチェーン拠点としての重要性も高まっている。同国では、新投資法や新会社法の制定をはじめビジネス環境改善が進む一方で、電力、道路、鉄道、港湾、橋梁、上下水道、通信をはじめインフラ全般に亘る整備が求められる。

(1) 主要関心分野

①電力

国民生活の向上ならびに産業発展の観点から、安定的かつ安価な電力の供給

体制整備が急がれる。老朽化した既存発電所・変電所のリハビリ、送配電設備の改修に加え、現政権が環境に配慮した発電方法を志向していることから、ガス火力発電所の新設、LNG 受入基地やパイプライン網、油槽所等のガス関連インフラの整備、再生可能エネルギー発電設備の整備等が重要課題であり、わが国企業の参画機会は大きい。

②交通

ヤンゴン環状線をはじめ、タイ等周辺国との域内分業の進展が期待される中、周辺国への道路整備を進め、連結性を高めることも喫緊の課題である。また、旅客や貨物輸送需要の拡大に応えるため、主要都市間を結ぶ鉄道の近代化を進める必要がある。こうした分野でも、わが国企業が貢献できる余地は大きい。

このほか、資源・エネルギー（オフショア原油、ガス開発）、工業団地（ティラワ経済特別区、ダウエイ経済特別区）ならびに周辺インフラ、水インフラ（上下水道、造水、浄水）、中低所得者層向け戸建住宅建設等も重点分野である。

（2）ホスト国側の課題

ミャンマー政府には、入札制度の合理化（質の高いインフラへの評価等）、各種法制度の整備・適切な運用、行政手続の透明化・簡素化、査証発給基準・ルールの明確化や統一的運用、現地通貨使用義務の緩和、電子通関システム（MACCS/MCIS）の活用促進、産業人材育成の推進等が期待される。わが国としては、入札制度整備への協力に加え、「日ミャンマー共同イニシアティブ」を通じた法制度・ビジネス環境整備や、社会保険制度・保健等に関する専門家派遣等を通じたソフトインフラ整備、LDC パートナー型借款（JUMP）の活用、産官学が連携した人材育成への協力等を進める必要がある。

6. インド

インドは、12億を越える人口と堅調な経済成長による市場の規模と今後の成長性による魅力とともに、若く優秀で豊富な労働力や地理的優位性により、生産拠点としても、わが国企業にとって最も有望な国の一つとなっている。加えて、インドは、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の推進にあたり、最も重要なパートナーの一つであり、質の高いインフラ整備を含む、インド太平洋地域における連結性強化に向けて、日印協力の一層の具体化が期待される。

同国では、2014年5月のモディ政権発足以降、インフラプロジェクト推進の前提となるビジネス環境の整備が進んでいる。2017年7月のGST（物品・サービス税）の導入により、州ごとに異なる間接税が一本化されたことで、プロジェクトコストの見積りが困難等の問題解消が期待される。

(1) 主要関心分野

①交通

高速鉄道に関しては、2017年9月に、「日印新時代」の象徴である、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業に係る起工式典が開催されるなど、具体的な成果が上がっている。なお、同事業は、日本の新幹線方式を採用するため、結果として一社入札となる可能性も否定できないが、その場合でも入札を成立させるなどの柔軟な対応が求められる。また、技術水準を維持する観点から、過度な分割発注は避けるべきであり、発注者には実際の工事費との乖離の少ない予算取りや施工中の問題解決方法の契約書上の明記等を求める。更に、最大の懸案である土地収用については、インド政府が責任を持って対処することが不可欠である。

このほか、上記以外の高速鉄道案件や道路、鉄道、地下鉄、橋梁、港湾等の交通インフラや、デリー・ムンバイ産業大動脈構想（DMIC）、チェンナイ・バンガロール産業回廊構想（CBIC）等も重点分野である。

②電力

経済成長に伴う電力需要を賄うため、更なる能力強化が必要である。同国では、一次エネルギー消費の過半が石炭であり、引き続き石炭火力発電所の役割が大きい。わが国としても、超々臨界圧石炭火力発電技術の提供を通じて環境との両立に貢献していくことが期待される。また、再生可能エネルギーについ

て、同国では2022年までに175ギガワットに発電能力を拡大する計画があり、送電網等の電力流通設備増強の需要がある。再生可能エネルギー利用の急速な拡大は、周波数変動等、電力品質低下の原因と成り得ることから、わが国がスマートコミュニティ実証事業で培った大容量蓄電池システム運用技術を導入することで、再生可能エネルギーの出力変動を吸収し、電力品質向上に貢献できる可能性が高い。更に、原子力発電も安定的な電力供給に貢献する。この点に関し、2017年7月に日印原子力協定が発効し、日本から原子力関連資機材や関連技術の移転が可能となることで、新規の原子力発電施設建設に向けた条件の一つが整っている。なお、インドは2016年に「原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）」を批准しており、メーカーにも一定の賠償責任を盛り込んだ原子力損害賠償法の改正が速やかに行われ、同条約と国内法との整合が図られることが期待される。

一方で、電力分野は中央政府による支援が限定的であり、また、地方政府については財務体質が脆弱な場合も少なくない。このような中で案件を受注していくためには、サブソブリン向けを含め円借款ならびに JICA 海外投融資、JBIC 投融資等が期待される。なお、電力案件について、需要リスクや燃料価格の変動に伴うリスク、兌換リスク等が民間事業者の負担となるケースが見られ、契約ガイドラインの整備など適正なリスク分担の実現と信用補完が不可欠である。

③工業団地

インド政府が進める日系企業の投資促進に向けて、特に中小企業の立地を進めるためには、受け皿となる工業団地ならびに周辺インフラの整備が必要である。その推進に向けては、不動産事業に係る外資規制の緩和、通関手続の簡素化、現地の緊急医療体制の充実等が重要である。

④都市インフラ等

インド国内には50を越える百万都市が存在し、都市交通の建設・延伸に関する需要も大きい。わが国政府もインドの地下鉄整備のためにSTEP円借款を供与する方針であり、その活用を含め、案件形成を促進すべきである。

このほか、モディ首相が提唱するICTを活用した「100のスマートシティ構想」やアンドラプラデシュ州の新州都（アマラヴァティ）開発等、都市インフ

ラ分野でも、わが国の技術を通じた貢献が可能である。

(2) ホスト国側の課題

インド政府には、土地収用法の改正や行政手続の透明性・予見可能性の確保、複雑な税制・規制の改善等に加えて、安全衛生管理・品質管理・知的財産権遵守等の啓蒙の強化、対外商業借入（ECB）規制の見直し等が引き続き求められる。わが国としては、適正なリスク分担に関するガイドラインの整備支援や、収益性を十分確保できるスキームの構築、インド政府ならびに州政府との折衝や発注者側に起因する問題への解決の支援、PPP 案件の周辺インフラ整備（アクセス道路、港湾、上下水道）等が期待される。

7. バングラデシュ

バングラデシュは、豊富な若い労働力を有するとともに、インドと ASEAN の結節点に位置することから生産拠点としての優位性を持つ。また、同国は、年平均7%程度の経済成長を続けており、将来的には消費市場としても有望である。なお、同国は LDC のため、円借款は一般アンタイドであり、トップセールスを通じてわが国の技術に対する理解を得ることが重要である。

(1) 主要関心分野

バングラデシュでは、発電能力の強化に加えて、国産天然ガス生産量の減退に伴い LNG や輸入炭を活用した火力発電への転換が進められている。同国における電力の安定供給のためには、石炭火力発電、送配電網の整備や、電力系統の国際連系も不可欠であり、JBIC の投融資、NEXI の保険付保ならびに政府保証によるサポートが鍵となる。なお、LNG や LPG、石炭の輸入推進に際しては、大型船が入港できる港湾の整備も必要であり、円滑な環境アセスメント手続、迅速な土地収用等、バングラデシュ政府の対応が求められる。

併せて、同国では、産業立地を促進するための中小企業の進出基盤となる工業団地の建設、都市交通整備によるダッカ市内の慢性的な渋滞の解消、サイクロン・洪水等の防災対策、道路・鉄道整備による地方との連結性強化、空港のキャパシティ拡大、通信インフラの整備等が必要である。

(2) ホスト国側の課題

同国のインフラ整備の障害としては、技術力が評価されない価格本位の入札

制度、投資関連法規の未整備、送金規制等が指摘されており、こうした課題の改善に、同国政府と現地日本国大使館や商工会との協議の枠組が活用されることを期待する。さらに、ODA 案件について、交換公文で免税に関する条項が挿入されても担当者が認識しておらず、免税措置が受けられないという事例もあり、対応が不可欠である。

また、同国では、2016年7月に邦人が犠牲となるテロ事件が発生した。安全の確保は事業を行う上での大前提であり、インフラプロジェクトの実施において、同国政府が講じるべき安全対策の明確化や暫定工費（Provisional Sum）における安全対策費の計上等が求められる。

8. パキスタン

パキスタンは2億人に迫る人口を擁し、将来的には有望な市場の一つである。同国は、深刻な電力需給ギャップを抱えることから、日本企業が強みを有する超々臨界圧石炭火力発電所等の高効率発電技術が貢献できる余地は大きい。また、同国での都市交通システム整備も関心分野であり、これらは案件に応じて円借款や JICA 海外投融資、JBIC 投融資の供与や NEXI 保険の付保が求められる。なお、同国には治安上の懸念があり、わが国政府には企業関係者の安全確保への取り組みが引き続き望まれるとともに、治安対策 ICT の導入支援等も求められる。

Ⅱ 中東・北アフリカ

1. GCC諸国

資源に乏しく石油を輸入に頼るわが国にとって、豊富な石油埋蔵量を誇るGCC諸国は、エネルギー安全保障上重要な地域である。また、「アラブの春」以降、シリア、イエメン情勢の悪化やテロの脅威の拡大等、中東地域で政情が不安定化する中においてもGCC諸国は比較的安定しており、一人当たりGDPも高いことから魅力的な消費市場でもある。わが国は官民連携の下、GCC諸国の経済成長を支援することで、エネルギー安全保障につなげていくことが重要であり、引き続き「日本アラブ経済フォーラム」等を通じて、インフラ整備はもとより、貿易・投資の拡大、人材育成に向けた政策対話を深化させていく必要がある。

(1) 主要関心分野

わが国企業の関心分野としては、都市人口の急増に対処するために必要な原子力発電や太陽光発電等の電力分野や、海水淡水化・水処理等の水関連基幹インフラ分野が挙げられ、掘削後の油田を活用したCO₂の地下貯留（CCS）やスマートシティも、わが国の技術を活用できる分野として有望である。また、認証技術やIoTを活用したセキュリティの強化（街中監視、国境管理等）による安心な社会の構築には、GCC諸国政府からの関心が高い。加えて、脱石油依存、産業の多角化に向けた製造業誘致のため工業団地の整備等に対するニーズも強い。

(2) ホスト国側の課題

インフラ整備の推進にあたっては、同地域におけるビジネス環境整備が重要である。クウェートについては、二国間投資協定の発効により、外資の保護促進措置の一つとして、ローカルコンテンツ要求、技術移転義務、自国民雇用義務等が禁止となるなど改善が見られる。一方で、サウジアラビア、オマーンについては、パフォーマンス要求の緩和をはじめ、許認可手続の迅速化・簡素化、入札制度の合理化等の措置が求められる。わが国としては、当該エリアでのインフラ輸出拡大に向けて、トップセールス等を通じた信頼関係の構築や、JBIC出融資・NEXI保険の迅速な対応、政府主導のコンソーシアム取りまとめ等が

重要である。

2. トルコ

欧州・アジア・中東・北アフリカの結節点に位置し、約 8,000 万もの人口を有するトルコは、底堅い内需や豊富で良質な労働力、周辺諸国との自由貿易協定（FTA）の拡大等を背景に、欧州への生産拠点や活力ある消費市場としての重要性が一層高まっている。

（1）主要関心分野

2023 年の共和国建国 100 周年に向けて、引き続き国家プロジェクトの着実な推進が見込まれる中、地震多発国であるトルコの特性にも鑑み、災害に強い日本の技術・ノウハウや適切なファイナンスを活用し、基幹インフラを整備することが喫緊の課題である。とりわけ今後も旺盛なインフラ需要が見込まれる同国では、高速道路や橋梁に加えて、高速鉄道、都市交通、空港、電力（原子力、高効率石炭火力、揚水発電、再生可能エネルギー等）、医療施設整備（メディカル・ツーリズムの拠点となる都市病院等）等についても、日本が有する高い耐震建設技術や質の高い製品等を通じて、トルコの持続的な発展に貢献することが期待される。

（2）ホスト国側の課題

インフラ整備の推進に向けて、治安の安定化ならびに周辺諸国を含めた関連情報の開示、国産化要求¹⁴の撤廃・緩和、現地人雇用義務（1名の外国人に対し5名のトルコ人の雇用を義務付ける労働許可要件）の撤廃、外国企業による直接投資に対するインセンティブの拡充¹⁵、各種法制度の改正に際しての事前告知期間や経過措置等への十分な配慮と下位規則の整備や関係省庁・地方政府の窓口への周知徹底等が求められる。また、日本トルコ経済連携協定（EPA）や日本トルコ社会保障協定の早期締結も両国の課題である。

3. イラク

イラク戦争以来、わが国をはじめとする国際社会の支援を受けて徐々に戦後

¹⁴ 衛星等、高い国産化比率を要求されるプロジェクトにおいて、現地拠点設立や現地企業との協業（技術提携、生産委託）が必要とされるなど、莫大なコスト上昇要因。

¹⁵ 税制優遇措置、帯同家族も含む外国人就労・滞在ビザ取得手続の簡素化・迅速化等。

復興を進めるとともに、近年は最優先課題としてイスラム過激派「イスラム国 (IS)」の掃討に取り組んできた。IS が国家樹立宣言を行ったイラク国内第二の都市モスルが 2017 年 7 月に陥落したことなどから、今後は復興に重点が移ると見られるものの、その道筋は依然不透明な状況にある。

(1) 主要関心分野

同国は、度重なる紛争による破壊ならびに人口の増大により、電力、道路、上下水道、港湾、通信等の基幹インフラ全般が不足しており、特に電力は需要が供給を大きく上回る状況が続いている。わが国企業としては、発電所の建設や資源開発関連インフラ（パイプライン、貯蔵タンク等）の整備などを通じて貢献していくことが期待される。

(2) ホスト国側の課題

昨今の油価低迷や IS 掃討作戦の実行による戦費増加等に伴い、財政が逼迫し、価格重視の傾向が急激に強まる同国に対して、政府を巻き込んだファイナンスで攻勢を強めている国もある。わが国としては、「質の高いインフラ」のコンセプトやメリットの積極的なアピールや、価格本意でなく技術の要素が評価される入札制度整備への支援を行うとともに、公的資金の供与等を通じたわが国企業の競争力向上を図るべきである。併せて、治安対策への協力を引き続き行うことも重要である。

4. イラン

イランでは、2016 年 1 月の核関連制裁解除による原油の増産と油価の持ち直しにより経済が急回復し、困窮していた国民生活が改善に向かっている。一方で、米国のトランプ大統領はイランに対して強硬路線で臨んでいる。昨年 12 月の米議会において、核関連制裁の再開は回避されたものの、今後も米国の対イラン政策を注視していく必要がある。また、米国では 20 州あまりが州法で独自に対イラン制裁を定めており、イランと取引のある企業に対して公的年金基金への投資や公共調達案件への応札を制限するなどの措置を講じている。米国で活動するわが国企業のイランへの進出にあたっては、米国の州法の動向にも留意が求められる。

わが国との関係では、核関連制裁解除後の 2017 年 4 月に日本イラン投資協

定が発効した。これにより、投資を行う際の法的安定性が向上し、ビジネス環境の改善と両国ビジネスの拡大が期待される。

(1) 主要関心分野

わが国企業は、制裁解除による企業進出に伴い需要拡大が見込まれる電力(含発電、送配電等)、日本が伝統的な関係を築いてきた鉄道・港湾・空港等の輸送インフラ、同国最大の収入源である石油関連プラントの建設、資源開発(オフショア原油、ガス開発)等に高い関心を有している。わが国政府には、JBIC 投融資の早期再開、PPP 法制の整備に向けた技術協力、JBIC および NEXI が設定した最大 100 億米ドル相当円のファイナンス・ファシリティの早期組成、官民連携体制の早期構築、案件形成の初期段階から企業関係者と連携することによる潜在リスクの洗い出し、ODA 案件の免税規定の確実な履行に向けた働きかけ等が求められる。

(2) ホスト国側の課題

イラン政府には、過度なローカルコンテンツ要求の是正、税制の不透明性や許認可プロセス遅延等の改善、中央銀行から市中銀行への円割当の円滑化、PPP 関連法令の整備、リスクやコストの適切な見積もり等を求める。

5. エジプト

エジプトは、エルシーシ政権の下、2011 年の政変ならびにその後の混乱から立ち直り、政治・経済の両面で安定を取り戻しつつある。2 度の革命等による観光収入の減少により外貨不足に陥っているが、IMF による拡大信用供与措置 (EFF) を受けながら、構造改革を推進中である。また、同国は人口 9,100 万人を有するとともに、交通の要衝に位置しており、経済的なポテンシャルは大きい。

(1) 主要関心分野

わが国企業としては、電力インフラ(石炭、重油、ガス、再生可能エネルギー、IPP 等)、物流インフラ(コンテナターミナル、Ro-Ro ターミナル、港湾)、海水淡水化等の水インフラ、石油・ガス関連インフラ等への関心が高い。わが国政府には、円借款、JICA、JBIC、NEXI によるインフラ整備への資金・信用の供与や産業育成への貢献、サブソブリン与信の供与、人材育成への協力等

が求められる。

(2) ホスト国側の課題

エジプト政府においては、法制度・手続・運用の不透明性・不安定性や外貨不足に起因する諸問題、硬直的な労働法規、予告無しまたは強引な制度変更、関税手続の遅延や必要以上の検査、外資参入規制等の改善を図る必要がある。

6. モロッコ

モロッコは、2017年1月に33年ぶりにアフリカ連合（AU）への復帰を果たし、また、同年12月には西アフリカ経済共同体（ECOWAS）への加盟が認められた。国王はAU復帰に前後して精力的にアフリカ諸国を訪問し、経済・政治面での関係強化に取り組んでいる。経済面では、地政学上の優位性を活かし、多くの港湾施設を有するなど海運輸送による物流が盛んであり、運輸・物流のハブ拠点を目指したインフラ整備を進めている。

(1) 主要関心分野

わが国企業としては、ケニトラ港湾関連事業等の交通インフラに加え、電力プラント、化学プラント、水関連プラントおよびそれらプラント向けのICT（治安対策ICT等）等に関心が高い。

(2) ホスト国側の課題

同国でのプロジェクトへの参画に際しては、事業権・運営権の獲得、モロッコ政府等との間での適切なリスク分担の実現に向けたわが国政府による働きかけ等が重要となる。

7. アルジェリア

アルジェリアは、ブーテフリカ大統領の下、経済の多角化を目指し、2015年から5カ年開発計画を実施し、新たな公共投資を進めている。

(1) 主要関心分野

わが国企業としては、豊富な天然資源を活用した原油・天然ガスに関連した各種プロジェクトへの参画に関心が高い。

(2) ホスト国側の課題

同国では進出企業に対する安全確保への懸念が依然根強い。安全確保とともに、迅速で透明性が高く予見可能な行政手続と制度運用を可能とする体制の整備、外資参入規制の緩和、外貨送金制限の緩和、柔軟な雇用制度の導入、輸入車に対する独自の基準義務化の撤廃、運輸・交通、電力、水道等のインフラ整備の促進が求められる。また、投資協定や租税条約の早期締結も重要である。

Ⅲ 中南米

1. ブラジル

南米最大の国土面積と2億人を超える人口を擁するブラジルは、投資先および消費市場としての魅力に加え、わが国にとって天然資源と食糧の主要輸入先でもあることから、最重点国の一つである。2016年8月に発足したテメル政権が労働改革等に積極的に取り組む中、経済面では3年ぶりのプラス成長が見込まれるなど明るい兆しが生じている。とりわけインフラ整備を通じた経済成長のボトルネックの解消を優先課題の一つに挙げており、前政権が2015年6月に発表した総額8兆円規模の「ロジスティクス・インフラ投資計画」は、テメル政権においても「投資パートナーシップ・プログラム (PPI)」として継承されている。現在、水・衛生プロジェクト、鉄道、道路、港湾、空港、エネルギー等の具体的なコンセッション案件の形成が行われている。

(1) 主要関心分野

①交通

PPIに基づく、鉄道・道路・空港・港湾の整備による物流の円滑化や農業開発 (MATOPIBA 等) とのパッケージでの輸送網整備による「ブラジルコスト」と呼ばれる同国特有の高コスト構造の克服は喫緊の課題であり、道路・港湾等の物流の効率化や複雑な内国税の簡素化等が求められる。また、PPP スキームによる都市交通インフラの整備も関心分野である。

②電力

電力の多くを水力に依存するブラジルにとって、高効率石炭火力発電はベースロード電源として重要であり、日本が有する最先端の技術を活用する余地がある。また、再生可能エネルギー (バイオマス、風力、水力等) や超伝導直流送電¹⁶も関心分野である。

このほか、スマートシティ、衛星を活用した防災システム、最先端医療機器の普及・医療施設の建設・運営等の分野において、わが国の技術を活用した貢献が可能である。

(2) ホスト国側の課題

¹⁶ 年間400億円程度と試算される送電ロス¹⁶の解消につながる。

同国は PPI の下、技術力を正当に評価する入札制度の整備や法的確実性の向上に取り組んでおり、これらを着実に実施するとともに、民間事業者が過度なリスク（土地収用リスク、需要リスク等）を負うことがないよう官民のリスク分担を明確にすることが求められる。また、わが国政府も両国の戦略的グローバル・パートナーシップ関係に基づいて、昨年 8 月にブラジルにおいて第 1 回インフラ協力会合を開催するなど具体的な案件形成に向けた支援を進めており、こうした経済面での連携を一層強化することが重要である。

また、日本企業が推進中の案件を含め、いくつかの既存のインフラ案件がブラジル社会経済開発銀行（BNDES）によるファイナンスの中断により滞る事態が生じている。民間事業者が BNDES からの長期融資を調達できるよう、ブラジル政府主導による早期かつ具体的解決が望まれる。

更に、資材・機材に対する高関税や過度なローカルコンテンツ要求¹⁷、複雑な税制、送金規制等、インフラ事業を展開する上での制約も多く、その解消が急務である。加えて、外貨制度の緩和も不可欠である。現在、インフラ案件は資金調達、収入ともに現地通貨建てであるが、外貨口座の開設や外貨建て資金調達が可能となれば、本邦金融機関による融資が促進され、これに伴い本邦事業者の現地における案件形成の活性化も期待できる。国内におけるファイナンス手法の多様化やリスク軽減手法の確立に向けた規制緩和等を通じて長期金融市場を発達させることが必要である。併せて、PPP 契約に関するガイドラインの設定、ライセンス料の規制撤廃¹⁸、移転価格税制の是正¹⁹、ビザ発給の合理化²⁰等が求められる。また、関税のみならず、投資・サービス貿易（含 金融サービス）の自由化、電子商取引、知的財産権保護、ビジネス環境整備等を含む、包括的で質の高い日メルコスール EPA の実現は、同国でインフラ事業を円滑

¹⁷ 海洋構築物、都市交通、造船、石油掘削、建設業、医療等の主要分野に過度なローカルコンテンツ要求がある。技術力不足の解消、納期遵守等の観点から、日本で製造せざるを得ない場合はローカルコンテンツ要求を緩和するなどの措置が不可欠。

¹⁸ ライセンス料が当該製品の売上の 5%（医療機器、医薬品は 4%）に制限されており、技術移転の弊害となっている。そもそも、ライセンス料は当事者間の契約で設定すべき事項であり、一律な規制の撤廃が求められる。

¹⁹ 独立企業間価格算定の際の、みなしマージン率が現実離れしている事例があり、是正が必要。わが国政府には、問題解決に向けた税務当局間の協議等が求められる。また、事前承認制度（APA）の導入を求める。

²⁰ インフラ事業に携わる邦人の現地駐在に支障を来さないよう、就労ビザの有効期間の延長と更新の迅速化を図ることが求められる。

に推進していくための制度基盤と成り得るものであり、早期締結が求められる。

2. メキシコ

メキシコは、米州大陸の中心に位置し、太平洋・大西洋に面する地理的優位性や豊富な若い労働力、北米自由貿易協定（NAFTA）や日墨 EPA をはじめ多数の FTA を締結していることなどを背景に、1,100 社を超える日本企業が進出している。他方、TPP11 協定ならびに NAFTA 再交渉は当地のビジネス環境に大きな影響を与えることから、議論の先行きが注目される。

(1) 主要関心分野

①電力、エネルギー

同国では、構造改革の中心に位置付けられるエネルギー改革の進展により、長く続いてきた炭化水素資源や電力事業における国家独占が廃止され、上流から下流に至るまで、エネルギーに関する IT システムの構築を含めて多くのビジネスチャンスが生まれている。特に、深海油田開発を含めた石油・ガス分野、再生可能エネルギー（太陽光・風力・地熱発電等）、石炭ガス化複合発電等の分野では、わが国企業が有する高い技術を活かした協力を進めていくことが期待され、わが国としてもトップセールスに力を入れていく必要がある。また、メキシコ政府には、エネルギー輸出の許認可の合理化が求められる。

②交通

メキシコシティを含む各地の空港で利用者数の伸びが見込まれる中、飽和状態にある空港の新設・移転等の検討が進められているほか、都市交通や都市間交通の整備も必要性が高まっている。

(2) ホスト国側の課題

わが国企業の更なる進出に向けては、物流インフラの整備、電力自由化制度の整備や電力の安定供給を通じたコストの削減、工業団地等の産業の裾野を担う中小企業進出のための基盤強化ならびに支援の拡充に加えて、物流分野等の外資規制の緩和や税制手続の改善（VAT 還付手続の迅速化等）、土地収用の迅速化、為替リスク低減、治安の改善等に引き続き取り組む必要がある。

3. コロンビア

太平洋同盟における準加盟国交渉が進められる中、コロンビアに対する関心は高まっている。同国は2016年に政府とコロンビア革命軍（FARC）が歴史的な和平合意に至り、合意の履行を通じた和平プロセスの進展と治安の回復によって投資環境が改善しつつあることに加え、経済復興に向けた取り組みが進められている。

（1）主要関心分野

2020年から2022年までの中期インフラ計画では、ボゴタ周辺道路、港湾、空港、鉄道等の巨大プロジェクトを進める予定とされており、経済インフラの中心である運輸・都市交通分野（鉄道、道路、港湾、空港等）のほか、電力分野における需要が期待できる。また、石油、石炭、ガス、ニッケル等の天然資源が豊富であり、資源開発分野への関心も高い。

こうした中、日・コロンビア租税条約交渉が大筋合意に至ったことは、ビジネス環境の整備に向けた重要な一歩である。一方、コロンビアへの円借款の供与は約20年に渡り停止しているため、わが国政府には事務レベル協議の加速化を通じた早期再開を期待する。更に、日本コロンビア EPA の早期締結に向けた交渉の進展が不可欠である。

4. チリ

太平洋同盟における準加盟国交渉が進められる中、チリに対する関心は高まっている。チリは防災・災害対策、石油、ガソリン、ガス等のエネルギー開発および電力インフラ（高効率石炭火力、再生可能エネルギー等）、水資源、衛星通信等の需要がある。わが国政府には、事業化検討段階における支援の拡充や実際に進出して事業に参画する際のJBIC 投融資の活用促進等が求められる。

5. その他中南米諸国

中南米地域は地熱資源に恵まれており、エクアドル、ニカラグア、コスタリカ等において、わが国の高い技術力・発電設備を活用した地熱発電開発へのODAの活用が期待される。

IV サブサハラ・アフリカ

2016年8月にケニア・ナイロビで開催された、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）では、①経済の多角化・産業化、②強靱な保健システムの形成、③社会の安定化促進の3本柱からなる「ナイロビ宣言」が採択されるとともに、安倍総理から、2016年から18年までの3年間で、官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備を行うことが発表された。

（1）主要関心分野

経済界としては、質の高いインフラ整備に関して、とりわけ、①TICAD Vで採択された「横浜行動宣言」に基づく10の戦略的マスタープランの中から絞られた、（i）東アフリカ北部回廊開発、（ii）ナカラ回廊開発、（iii）西アフリカ「成長の環」広域開発に関する3プロジェクト②発電容量2,000MW増強や2022年までに地熱発電で300万世帯への電力供給を実現する計画等、日本の技術が活かせる電力分野における支援③「ナイロビ宣言」において、幅広い分野における持続的な質の高い成長を実現する上での有用性が指摘された、ICTを含む科学技術・イノベーション活用推進への支援

に対して関心を有しており、官民連携の上、取り組みを進めていくことが重要である。

（2）ホスト国側の課題

現在、アフリカ連合、国連、国連加盟国の間では、アフリカの産業化・工業化を推進し、植民地時代に宗主国との関係で形作られた経済産業構造（モノカルチャー、低加工度・低付加価値、一次産品輸出中心）から脱却することがアフリカ開発の最優先課題となっている。アフリカ各国は、大陸内で創出される付加価値を増大し、それを自らの開発の原資に振り向ける、自律的な正のスパイラルを生み出すことを目指している。

こうしたアフリカ自身の取り組みを支援するため、今後、わが国としても、広域的な視点から、ハード・ソフト（法制度や規格の整備、人材育成等）両面でビジネスインフラの整備を進め、域内における人・物・資金の移動を活発化し、「面」として市場・投資先としての価値を高めることで、アフリカの地域経

済統合を後押ししていくことが求められる。わが国政府としても、企業の事業リスクを低減する金融支援、有望プロジェクトに関する情報提供のほか、わが国が進めている ABE イニシアティブ（African Business Education Initiative for Youth）、AOTS（海外産業人材育成協会）による「モノ作り・メンテナンス人材」の育成、日本型教育の実践、資源開発分野における技術者育成等を通じた人材育成等を図っていく必要がある。

1. 南アフリカ共和国

(1) 主要関心分野

同国では電力不足が産業振興の阻害要因の一つとなっており、既に建設されている石炭火力発電所の改修、太陽光、太陽熱、風力等の再生可能エネルギーの活用等を通じた発電量の大幅増強、ならびに送電網の改修が課題となっている。また、豊富な天然資源を擁するザンビア、ボツワナ、ジンバブエ等の近隣国との連結性向上のため、物流インフラならびに港湾（ダーバン、ポートエリザベス、リチャーズベイ等）の改修・整備も必要である。わが国企業は、鉱物資源開発²¹やプラント関連（化学プラント、海水淡水化、浄水プラント、LNGターミナル）、都市インフラ（配電・給水等ユーティリティー、住宅、スマートコミュニティ）、通信インフラ、南北回廊、ジンバブエ国境設備の自動化・効率化、ICT を活用した治安維持・テロ対策・サイバーセキュリティ等にも関心を有している。

(2) ホスト国側の課題

労働生産性の向上に向けた人材育成の推進や雇用政策の合理化、過度なローカルコンテンツ要求の是正、民間事業者と電力公社との間の売電契約に係るガイドラインの整備、入札制度の評価制度・評価方法の見直し、適切なリスク分担の実施等を行う必要がある。わが国政府には、中進国以上所得水準国に対する円借款、JICA 海外投融資等の供与拡大や、現地通貨建ての競争力のある長期インフラファイナンスを可能にするスキームの検討、インフラ整備ならびに

²¹ 鉄鉱石、金、コバルト、クロム、白金等の開発と関連インフラの整備（鉄道、港湾・コンテナヤード等）、衛星および衛星データを活用した鉱物資源探査・開発。

ビジネス環境整備に関する政策対話の実施、ホスト国との適切なリスク分担実現のための働きかけ等が求められる。

2. モザンビーク

モザンビークは、隠れ債務問題を発端に、引き続き厳しい経済状況に直面しているが、資源開発への高い期待を背景に、2013年にはわが国との二国間投資協定が締結されている。

(1) 主要関心分野

モザンビーク北部のナカラ経済回廊地域は、石炭などの天然資源や水資源などに恵まれるほか、天然の深水港であるナカラ港を有しており、ナカラ回廊開発²²を通じた産業振興が期待される。このほか、日本企業はマプト市の都市交通やICTを活用した治安維持・テロ対策にも関心を有している。

(2) ホスト国側の課題

同国政府には、入札制度の改善（質の高いインフラの評価等）やODA案件に対する免税措置の確実な実行が求められる。

3. 東アフリカ（ケニア・タンザニア・エチオピア・マダガスカル・ザンビア・ウガンダ）

(1) 主要関心分野

東アフリカにおいては、ケニアのモンバサ港湾開発事業ならびにモンバサ経済特区を中心に、東アフリカ北部回廊開発の推進ならびに周辺インフラ（道路、鉄道、空港、港湾、コンテナヤード等）整備を通じた物流網の改善、更には、地熱（ケニア、タンザニア、エチオピア）や風力・太陽光等の再生可能エネルギー（含 地方電化）などの電力インフラ、加えて、都市インフラ（都市交通、上下水道、水処理施設、配電、住宅等）の整備等を通じた産業立地の推進が期待される。

そのほか、タンザニアのガス田開発・LNG事業および関連するパイプライン・化学プラント整備や、ケニアの製油所能力の増強、繊維産業等の産業立地

²² 鉄道網（周辺国との連結）、港湾・コンテナヤード、空港、発電所・送電網、石油精製プラント、オフショアガス田開発・LNG事業、ガス化学産業、農業、国境施設の自動化・効率化等。

推進（エチオピア、ザンビア）、ICT を活用した治安維持・テロ対策も関心分野である。

（２）ホスト国側の課題

アフリカ側には、関連法制の整備と適切な運用、外貨持ち出し制限の緩和、入札プロセスの透明性確保、案件組成から実行までの期間短縮等のビジネス環境改善が求められる。また、わが国政府には、STEP の活用を含む資金面での支援、インフラ資材・機材の輸入手続の円滑化に向けた技術協力、地熱資源開発のための途上国支援スキームの構築、案件組成の初期段階からの企業関係者との協力による潜在リスクの洗い出し、ODA 案件の免税規程の確実な履行の確保に向けた働きかけ等が求められる。

４．西アフリカ（ナイジェリア・ガーナ・コートジボワール・セネガル等）

西アフリカにおいては、資源開発に引き続き高いポテンシャルがある一方、低い農業生産性および高い労働賃金に加え、脆弱なインフラと非効率な通関システム等が産業振興、経済成長の阻害要因となっている。

（１）主要関心分野

西アフリカ「成長の環」広域開発に向け、各国の主要都市間を結ぶ幹線道路や鉄道網の整備、港湾・コンテナヤード開発、石油・ガス精製プラント、化学プラント、パイプライン、農業インフラ、国境施設の自動化・効率化等を通じた地域統合の実現が期待される。そのほか、ガス火力発電・送電網、再生可能エネルギー（含 地方電化）や、都市インフラ（水処理施設、上下水道、配電・給水等ユーティリティ、住宅等）、ICT を活用した治安維持・テロ対策も関心分野である。

（２）ホスト国側の課題

アフリカ側には、ビザ発給手続の迅速化・効率化、税制・行政手続の透明化、税関・検疫等の関連手続の迅速化・効率化、周辺各国間連携・地域統合の強化、案件組成から実行までの期間短縮、PPP 法制の整備、ガバナンス改善（警察研修・施設の拡充、電子政府等）、テロ・治安対策（人材育成、組織および能力強化、監視システムの強化）等が求められる。また、わが国政府には、基幹インフラから人材育成まで公的資金を活用したパッケージでの支援、リスクやコス

トの適正な見積もり、ODA 案件の免税規程の確実な履行の確保に向けた働きかけ等を求める。

V ロシア・NIS

2016年5月のソチにおける日露首脳会談で安倍総理大臣がプーチン大統領に提示した8項目の「協力プラン」²³が起爆剤となる形で、100以上のプロジェクトに係る覚書が合意に至るなど、日露ビジネスをめぐる機運が高まっている。

しかしながら、日露経済関係の拡大と深化に向けた課題は決して少なくない。世界銀行が2017年10月に発表したDoing Business ランキングにおいて、ロシアのビジネス環境が世界貿易機関（WTO）加盟時の120位（2012年）から直近の35位へと飛躍的に改善するなど、ロシア政府の取り組みが高く評価される一方、経団連が毎年実施するアンケートでは、煩雑な行政手続や、定義・解釈が曖昧な法制度、不透明な輸出入手続等について、改善を求める声が依然として多く寄せられている。日本の対露投資が他国に比べて伸び悩み、日露間に顕著な認識ギャップが横たわっている実態を踏まえ、いかに「日露間の貿易・投資の増加とビジネス環境の改善の中長期的な好循環」を創り出すかが問われている。

一方、欧米で活動するわが国企業の同国進出にあたっては、欧米による対露制裁の動向に留意が必要である。企業のリスク低減へ、制裁抵触の有無を政府レベルで確認する枠組の整備が望まれる。

(1) 主要関心分野

ロシアはもとよりNIS諸国においても、石油・ガス・レアメタル等の開発、LNG輸出基地・積替え基地・ガスパイプラインの整備等の資源エネルギー関連インフラや、交通インフラ²⁴、電力（送配電網の更新・近代化、再生可能エネルギー、原子力、高効率石炭火力等）、情報通信ネットワークの整備・拡充等の基幹インフラについて高いニーズが存在する。都市環境インフラについては、Society 5.0を核としたデジタル経済協力の推進に資するICTインフラの整備

²³ ①健康寿命の伸長、②快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、③中小企業交流・協力の抜本的拡大、④エネルギー、⑤ロシアの産業多様化・生産性向上、⑥極東の産業振興・輸出基地化、⑦先端技術協力、⑧人的交流の抜本的拡大。

²⁴ シベリア鉄道・バム鉄道等の近代化、炭鉱から輸出港までの鉄道整備、全国主要道路網の拡充、大型船の入港が可能な港湾の整備、とりわけ極東地域における既存港湾施設の拡張・近代化（例：ウラジオストク自由港の冷凍冷蔵設備整備、輸入石炭中継港湾ターミナル事業等）、不凍港の整備、国際・国内空港の近代化等。

(通信システム、生体認証システムの導入促進等)に加え、上下水道の整備、廃棄物処理施設の整備、良質で適正価格の住居・ホテル・オフィスの増設、医療サービス普及につながる保険制度や医療クラスターの整備(リハビリテーションセンター等)が関心分野である。このほか、ガスタービン複合発電(GTCC)および熱電併給プロジェクトの推進(ウズベキスタン)、繊維機械の輸出拡大(ウズベキスタン)、天然ガス開発およびガス化学プラントの整備(ウズベキスタン、トルクメニスタン)、通信インフラシステム(含 データセンター)やセキュリティシステムの整備(キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)等が関心分野として挙げられる。

(2) ホスト国側の課題

ホスト国側の課題として、①行政の問題(煩雑な許認可手続、許認可取得に要する時間の長さ、窓口毎に異なる対応、横行する贈収賄・汚職等)、②法制度の問題(曖昧で理解しにくい法解釈・運用、頻繁な変更、運用細則未整備のまま施行される新法、不明確な各監督省庁の管理基準等)、③輸出入手続の問題(頻発する関税分類や輸入関税率の変更、荷揚げ港毎に異なる通関手続等)、④税制・会計制度の問題(国際会計基準からの乖離、煩雑な付加価値税・輸入税の還付手続、廃棄税拡大等の頻発する制度変更等)、⑤金融政策・金融制度の問題(金利の高止まり、不安定な通貨政策、金融制裁により煩雑化した外国金融機関との決済手続等)、⑥インフラの問題(都市部における慢性的な交通渋滞、改善の余地が大きい貨物輸送ルート等)、⑦駐在員の出入国・就労に関する問題(査証・労働許可取得に要する時間の長さ、駐在する派遣社員に義務付けられるロシア語能力試験等)等が挙げられる。

わが国としては、とりわけロシアに関しては、8項目の「協力プラン」に係るプロジェクトの実現という観点から、JBIC 出融資・保証やNEXI 保険、FS 支援等を戦略的に活用し、民間資金の呼び水とするとともに、エネルギー分野ではJOGMEC の支援制度等も柔軟に活用することが重要である。加えて、現地通貨建て融資や為替兌換リスク等をヘッジするための長期引取保証や補助制度の導入、官主導による各種説明会や日本技術・製品の展示会等の開催、若手技術者の日本派遣など人材育成プログラムの推進等が求められる。また、対NIS 諸国では、専門家の現地派遣を通じた技術者の育成、円借款(含 STEP)

および公的金融の迅速な付与、法制・税制整備への協力、官民一体となった案件発掘の推進、政府保証も含めた G2G レベルでの案件取りまとめ、ならびに政府系コンサルタントによるインフラ整備計画の推進等が求められる。

VI 北米・欧州・豪州

北米・欧州・豪州においては、石油・ガス（含 シェールガス）開発、LNG 輸出基地の整備等の資源・エネルギー関連インフラならびに高速鉄道、電力（ガスタービン、超々臨界圧石炭火力、再生可能エネルギー、地熱発電、原子力等）、通信等の基幹インフラについて高いニーズが存在する。また、道路や橋梁をはじめインフラの老朽化が進行しており、わが国企業が有する管理・補修技術を活かす余地は大きい。JBIC、NEXI、JOIN、JICT の出融資等を活用し、民間資金の呼び水とするほか、エネルギー分野では JOGMEC の支援制度を柔軟に活用することが重要である。

1. 米国、カナダ

(1) 主要関心分野

わが国企業の関心分野として、シェールガス開発、物流インフラ（道路、橋梁）、電力インフラ（再生可能エネルギー、地熱、原子力、石炭ガス複合発電）、高速鉄道・リニア（車両、運営、メンテナンス等）、生命保険・損害保険、医療、通信、治安対策 ICT システム等が挙げられる。

(2) ホスト国側・わが国の課題

ホスト国側には、バイ・アメリカン法令による米国製品優遇の廃止あるいは緩和を通じた政府調達市場へのアクセス改善が求められる。また、わが国としては、トップセールスの促進とともに、石油・ガス開発・生産事業への JOGMEC 支援制度の柔軟な適用や、JBIC 出融資の有効活用が重要である。

2. 欧州

(1) 主要関心分野

わが国企業の関心分野として、高速鉄道、電力インフラ（火力、再生可能エネルギー（廃棄物発電等）、原子力）、空港、港湾、高速道路、医療、通信、治安対策 ICT システム等が挙げられる。

(2) ホスト国側・わが国の課題

ホスト国側には、外国投資家・投資財産の制度的保護が求められる。わが国

政府には、トップセールスの促進とともに、日 EU 経済連携協定の早期実現による投資自由化や、わが国投資家・投資財産の制度的保護の確保、EU・英国の公共調達市場へのアクセスの確保が求められる。併せて JBIC・NEXI アンタイドプログラムの積極的活用（NEXI については、ポリティカルリスク 100% カバーの検討）も重要である。

3. 豪州

(1) 主要関心分野

わが国企業の関心分野として、鉄道（含 高速鉄道）、人口増加に伴う都市インフラの拡充（都市交通、上下水道、学校等）、電力（石炭火力発電と CO2 回収・貯留の一貫システム、水素発電、地熱、太陽光等）、ブロードバンドなど IT 基盤の整備、治安対策 ICT システム、農業、鉱業関連物流インフラ（内陸から港湾までの鉄道インフラの拡充等）、LNG プラント、資源・エネルギー（オフショア原油・ガス開発）等が挙げられる。

(2) ホスト国側・わが国の課題

ホスト国側には、過度な労働保護政策と慢性的労働量不足に起因する人件費高騰への対策や、インフラ政策の一貫性確保²⁵、環境アセスメントのプロセスの円滑化が求められる。わが国政府には、省エネ技術・高速鉄道等、わが国技術のトップセールスや、PPP の専門家の組成（プロジェクトマネージャー、弁護士等を擁するプロジェクトチームの構築等）が求められる。

以 上

²⁵ 政権交代に伴い発注済インフラ案件のキャンセルが生じた例がある。